

令和 6 年度

指定管理者監査結果報告書

令和 7 年 1 月

亀山市監査委員

目 次

	頁
1 監査の種類	1
2 監査の対象及び実施日	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の方法及び項目	1
5 監査を執行した監査委員	2
6 監査の結果	3
公益財団法人亀山市地域社会振興会	
亀山市都市公園等（9 5 公園及び亀山公園野外ステージ）…	3
建設部都市整備課	3

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の管理に関する
指定管理者監査

2 監査の対象及び実施日

監査の実施に当たっては、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の出納その他の事務の執行を対象とした。監査実施団体は、管理業務内容や運営の実態等を勘案し、協議により監査対象団体の中から次の団体を選定した。

（1）監査の対象

所管課 建設部都市整備課
対象団体 公益財団法人亀山市地域社会振興会
施設名 亀山市都市公園等（95公園及び亀山公園野外ステージ）

（2）監査の実施日

令和6年11月21日（木）

3 監査の着眼点

亀山市監査基準に従い、管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施した。

4 監査の方法及び項目

所管課及び指定管理者から下記の項目について、資料の提出及び関係書類の提示を求め、書面調査並びに説明聴取を行った。

【所管課】

- ① 指定管理者の状況
- ② 事業実施状況
- ③ 指定管理料の支払
- ④ 提出資料

- ・都市公園施設等の管理に関する基本協定書（写）
- ・都市公園施設等の管理に関する年度協定書（写）
- ・都市公園施設等指定管理者業務仕様書（写）

- ・都市公園施設等の管理に関する年度協定書の一部を変更する協定書（写）
- ・亀山市都市公園施設等業務計画書（写）
- ・修繕費支出基準（写）
- ・指定管理に要した経費の収支状況（写）
- ・亀山市都市公園施設等指定管理者公募要領（写）

【指定管理者】

- ① 指定管理者の概要（業務の内容、組織の状況）
- ② 指定管理料の執行状況
- ③ 財産管理の状況
- ④ 業務委託の状況
- ⑤ 施設等の利用状況
- ⑥ 指定管理における懸案事項・問題点・課題
- ⑦ 提出資料
 - ・接遇マニュアル
 - ・苦情対応マニュアル
 - ・緊急対応マニュアル
 - ・個人情報保護・情報公開マニュアル
 - ・情報管理マニュアル
 - ・令和5年度事業報告及び決算報告書（写）
 - ・資金収支計算書（写）

5 監査を執行した監査委員

亀山市監査委員	国分	純
亀山市監査委員	中島	雅代
亀山市監査委員	峯	裕

6 監査の結果

監査の対象とした公の施設の管理に係る出納その他の事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を行ったところ、おおむね適正に処理されていると認められた。

指摘事項及び意見は、次に記載したとおりである。

《対象団体》

【公益財団法人亀山市地域社会振興会】

亀山市都市公園等（95 公園及び亀山公園野外ステージ）

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 特になし

《所管課》

【建設部都市整備課】

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 業務仕様書「物品管理業務」において、新たに必要となった備品は市が予算の範囲内で調達し、それ以外の物品は指定管理者が調達することになっているが、指定管理者の費用で購入している事例が見受けられた。指定管理業務を円滑に進めるためにも、指定管理者が備品を購入する場合もあることから、備品に関する規定を見直されたい。
- ・ 指定管理者に貸与した備品について、公園管理用備品一覧の内容と現物に不整合が見受けられた。整合が図られるよう適切に管理されたい。